

アクトインディ(株)と横浜市が 「海洋都市横浜の実現に関する連携協定」を締結しました！

横浜市では、産官学による「海洋都市横浜うみ協議会」を設立し、海洋に関する活動の拠点「海洋都市横浜」の実現を目指した取組を進めています。

このたび、協議会員のアクトインディ(株)と横浜市は、「海洋都市横浜」の実現に向けた海に関する子どもたちの教育や市民への普及啓発などの活動について、相互の連携を強化することにより、地域の活性化や課題解決に資するため、連携協定書を締結しました。

1 経緯

アクトインディ(株)は、令和5年10月に「海洋都市横浜うみ協議会」に参画したことを契機に、「海洋都市横浜うみ博」※1 など海に関する子どもたちの教育や市民への普及啓発について、横浜市と検討を進めてきました。

このたび、アクトインディ(株)から、同社が開催している海洋人材の育成を目的としたイベントと、「海洋都市横浜うみ協議会」の連携について、横浜市の「共創フロント」※2に御提案をいただきました。提案内容について詳細な検討を行った結果、相互の連携を強化することにより、地域の活性化や課題解決に向けた取組ができる認識を共有できたことから、連携協定を締結する運びとなりました。

※1 海洋都市横浜うみ博とは

子どもたちをはじめ、多くの市民の方々に「海」の魅力を発信する体験型イベントで、海洋都市横浜うみ協議会が主催、横浜市が共催で開催しているイベントです。

※2 共創フロントとは

行政と民間が互いに対話を進め、新たな事業機会の創出と社会的課題の解決に取り組むために、横浜市が設置した相談・提案窓口です。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/kyosofront/front/front.html>



「海洋都市横浜うみ博」



アクトインディ(株)主催のイベント

裏面あり



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



2 連携協定の対象分野

以下の3分野について連携します。

- 1 海に関する子どもたちの教育や専門人材の育成に関すること。
- 2 海に関する情報発信や市民への普及啓発に関すること。
- 3 その他本協定の目的を達成するために必要なこと。

3 協定に基づく、主な取組内容

(1) 海に関する子どもたちの教育や専門人材の育成に関すること

海洋分野の関係団体や企業と連携し、将来を担う子どもたちや学生に対して、海の多様な魅力や教育コンテンツを提供できる機会を検討します。

(2) 海に関する情報発信や市民への普及啓発に関すること

市民が海洋に関する最新の取組や研究成果などについて学ぶことができる機会を検討します。

お問合せ先

政策経営局経営戦略課 担当課長 中村 大和 Tel 045-671-3124



GREEN x EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



横浜市とアクトインディ株式会社による 「海洋都市横浜」の実現に関する連携協定書

横浜市（以下「甲」という。）とアクトインディ株式会社（以下「乙」という。）は、「海洋都市横浜」の実現に向けた海に関する子どもたちの教育や市民への普及啓発などの活動について、相互の連携を強化することにより、地域の活性化や課題解決に資するため、次のとおり連携協定書を締結する。

（連携事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）海に関する子どもたちの教育や専門人材の育成に関すること。
- （2）海に関する情報発信や市民への普及啓発に関すること。
- （3）その他本協定の目的を達成するために必要なこと。

（期間）

第2条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により格段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（本協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかから、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈につき疑義が生じた場合、甲乙は誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年2月28日

(甲) 神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市

横浜市長 山中 竹春

(乙) 東京都港区三田1丁目4-28 三田国際ビル 23階

アクトインディ株式会社

代表取締役 下元 敬道